

## 循環型社会形成のための取組方向

本計画では、10年後のめざすべき姿の実現に向け3つの取組方向に目標を設定し、今後5年間の施策を展開していきます。また、当県の現状や社会情勢をふまえ、当計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し、重点的に取組を進めます。

### 取組方向 1 ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物が資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。

ものを大切にする気持ちや環境を考えて行動する意識を醸成し、多様な主体と「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着に取り組み、家庭系ごみと事業系ごみの減量化を進めるとともに、排出されたごみは、貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用することで環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環の形成に向けた取組を進めます。

また、県内の人口減少や高齢化等が進むことを見据え、公正で効率的なごみ処理システムの構築をめざします。

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度
1人1日あたりのごみ排出量 ※災害廃棄物の量を除く	986g/人日	936g/人日
資源化率	30.4%	33.3%
最終処分量	50,042t	30,000t

#### 施策 1-1 発生・排出抑制の推進

##### 現状と課題

県民、事業者、行政等の多様な主体が連携した取組や、各種リサイクル制度の効果等により、ごみ排出量は着実に削減されてきましたが、平成 22 年度以降は全国の傾向と

同様に横ばいとなっています。

この要因は、市町の新たな取組の減少やリサイクル制度の浸透に加え、観光入込客数の増加等の社会的な要因によるものと考えられます。

今後、ごみの発生・排出抑制を一層進めるためには、これまでの市町を中心とした取組に加え、県民や事業者等の多様な主体による資源回収の促進に取り組む必要があります。

#### 施策の取組方向

- ものを大切に作る気持ちや環境を考えて行動する意識の醸成を図るとともに、引き続き、市町による家庭系ごみの有料化や事業系ごみの処理料金の適正化等の取組を促進します。
- 多様な主体による資源回収を促進するとともに、拡大生産者責任の考え方にに基づき環境配慮設計された製品の普及促進等、事業活動を通じたごみの減量化の取組を進めます。
- 観光客等の交流人口の増加に関しては、事業系ごみの対策が必要な市町や団体と連携し、ごみ減量化等の取組を推進します。

### 施策 1 - 2 循環的利用の推進

#### 現状と課題

資源化率については、RDF化や焼却灰の再資源化等が進み、全国で最も高い水準で推移していますが、近年は、市町の紙類や金属等の直接資源化量が減少を続けています。

この要因は、紙の使用量の減少や、資源価格の高騰を背景とした再生事業者や小売店店頭等における資源回収の活発化によるものと考えられます。

また、携帯電話やゲーム機等の使用済小型電子機器については、鉄等の金属の一部が回収された後、大部分が埋立処分等されていますが、枯渇性資源の有効活用の観点から、希少金属の再資源化を促進する必要があります。

#### 施策の取組方向

- やむを得ず排出されたごみを貴重な資源として最大限有効活用するため、生ごみの堆肥化や各種リサイクル法に基づく市町等の取組に加え、多様な主体による取組を促進します。
- 循環的利用においては、再使用、使用済み製品を原料として同一種類の製品を製造する再生利用、排出された地域での循環等、質の高い循環が優先されるよう取組を進めます。
- 特に、枯渇性資源の有効活用の観点から、使用済小型電子機器の再資源化の取組を促

進めます。

### 施策 1-3 未利用エネルギーの有効活用の推進

#### 現状と課題

再資源化できない廃棄物については、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効活用を進める必要があります。県内のごみ焼却施設における発電設備の導入が進んでいない状況をふまえ、ごみ焼却施設の新設や更新が必要な市町等での発電施設の導入を進める必要があります。

#### 施策の取組方向

- ごみ焼却施設の新設や更新にあたっては、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、効率の高いごみ発電施設の積極的な導入を促進するとともに、民間施設による廃棄物熱回収施設設置者認定制度を活用した熱回収についても促進します。
- バイオマス系廃棄物の持つ未利用エネルギーの活用等について技術的支援を行います。

### 施策 1-4 公正で効率的なごみ処理システムの構築

#### 現状と課題

今後、人口減少や高齢化等により市町の財政運営はますます厳しくなっていくことが予想されるため、ごみ処理事業にあたっては、公正で効率的な処理が行われる必要があります。

また、一般廃棄物の処理においては、市町の区域内処理を基本としつつ、広域的に連携しながら廃棄物の種類や処理方法に応じて適正かつ効率的なごみ処理体制を構築する必要があります。特に、一定の規模に満たない焼却施設で処理される場合は、複数の市町による事務組合（広域連合）単位での広域処理が望まれます。

#### 施策の取組方向

- 環境負荷や費用面等の総合的な評価を行う廃棄物会計やごみ処理カルテを活用し、公正で効率的なごみ処理が行えるよう市町と連携した取組を進めます。
- ごみ焼却施設の新設や更新にあたっては、適切な規模での広域的な処理体制の構築に向け、各市町等の検討会に参画するなど必要な技術的支援を行っていきます。

## 取組方向 2 産業廃棄物の 3 R の推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物が貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。

産業廃棄物の発生・排出を極力抑制し、排出された廃棄物については 貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用する意識が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われるよう産業廃棄物の 3 R を推進します。

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度
排出量	8,440 千 t	7,920 千 t
再生利用率	43.0%	43.6%
最終処分量	258 千 t	234 千 t

### 施策 2-1 発生・排出抑制の推進

#### 現状と課題

産業廃棄物の 3 R の推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量は景気の動向もあり明確な削減傾向はみられない状況です。今後、産業廃棄物の発生・排出抑制について、排出事業者の一層の取組が求められます。

産業廃棄物の発生量が 1,000t/年以上の事業者は、廃棄物処理法により産業廃棄物処理計画の策定が義務付けられており、さらに県では 500t/年以上の産業廃棄物を排出する事業者についても自主的な計画の策定と情報公開を進めてきました。

県では平成 14 年度から法定外目的税として産業廃棄物税を導入し、県内の中間処理施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税し、その税収を産業廃棄物排出抑制に係る補助事業等の費用に充て産業廃棄物の排出抑制等を進めています。また、排出事業者の産業廃棄物排出抑制等に係る設備や機器導入、研究開発に係る補助金等の支援制度を活用し、平成 25 年度末までに約 6 万トンの排出量の削減が行われました。

### 施策の取組方向

- 産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して産業廃棄物処理計画の策定及び実施に係る指導を行い、引き続き排出事業者の3Rの自主的な取組を進めます。また、産業廃棄物税の課税とその税収を財源とした事業者への補助を継続し、事業者の排出抑制の取組を促進します。
- 事業者による環境配慮設計された製品の提供や、使用済製品の自主回収ルートの構築を促進すること等により、事業活動を通じた社会全体の産業廃棄物の発生抑制を進めます。

## 施策2-2 循環的利用の推進

### 現状と課題

当県の産業廃棄物の再生利用率は、全国の再生利用率と比較して10%程度低い水準であり、近年は、横ばいで推移しています。これは、本県がものづくりを中心とする産業を形成し全国でも上位の工業生産を有し、再生利用が進みにくい産業廃棄物（汚泥、廃アルカリ等）の排出量の割合が高いことに起因しています。

産業廃棄物の循環的利用については、産業廃棄物を多量に排出する事業者の計画策定等への指導、産業廃棄物税制度の活用等により循環的利用を推進しています。

また、リサイクル製品の利用推進について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づきリサイクル製品を認定し、製品の品質や安全性の確保と併せ普及を図っています。

産業廃棄物の循環的利用にあたっては、資源循環の質の向上に向け、枯渇性資源の回収や未利用エネルギーの回収を推進する必要があります。

### 施策の取組方向

- リサイクル製品の利用推進については、引き続き、製品の品質と安全性を確保しながら利用の拡大を図ります。
- 事業者による環境配慮設計された製品の提供や、使用済製品の自主回収ルートの構築を促進することにより、事業活動を通じた産業廃棄物の質の高い循環的利用を進めます。
- 循環の質の向上に向け、再使用、使用済み製品を原料として同一種類の製品を製造する再生利用、枯渇性資源の回収、効率性の高い最適な規模での循環等の取組を促進します。
- 産業廃棄物の3Rを進めたうえで、処理が必要なバイオマス系廃棄物の未利用エネルギーの活用について技術的支援を行うとともに、廃棄物熱回収施設設置者認定制度を活用するなど事業者の取組を促進します。

### 取組方向3 廃棄物処理の安全・安心の確保

廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、生活環境の保全と安全・安心が確保されることをめざします。

電子マニフェストの活用や優良認定処理業者の育成を進め、産業廃棄物の排出事業者の処理責任を徹底するとともに、監視指導により不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応を進めます。

不適正処理4事案については、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進め、安全・安心を確保します。

また、東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制を整備します。

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度
電子マニフェストの活用率	34.1%	60%
不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	67.3%	100%
不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	25% (平成 26 年度実績)	100%
実効性のある災害廃棄物処理体制整備率	0	29 市町

#### 施策3-1 産業廃棄物の適正処理と透明性の確保

##### 現状と課題

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については、減少傾向にありますが、依然として後を絶たない状況にあり、排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、産業廃棄物の適正処理と透明性を確保することが必要です。

また、PCB廃棄物については、処理施設の受入体制が十分でなく保管事業者は長期

の保管を余儀なくされており、紛失や漏えい等の事故に対する懸念があることから早期の処理が必要です。

#### 施策の取組方向

- 電子マニフェストの普及促進、優良認定処理業者の育成、処理状況の公開等により、多様な主体と連携し、産業廃棄物の適正処理と透明性の確保に取り組みます。
- 排出事業者の処理責任の徹底に向け、処理の透明性の高い電子マニフェストの活用率向上の取組を進めます。
- 産業廃棄物処理業者については、引き続き、処理状況の公開により透明性を確保するとともに、通常の許可基準に加えて厳しい認定基準に適合し、処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者の育成と普及に取り組みます。
- 県内のPCB廃棄物がPCB特措法で定める処理期限までに早期に適正処理されるよう、PCB廃棄物の保管やPCB含有電気機器を使用している事業者に対する指導を徹底します。

### 施策3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見

#### 現状と課題

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については、件数、量ともに減少傾向にありますが、依然として後を絶たない状況にあり、監視指導等により県民が安全・安心を確保できる取組が必要です。

#### 施策の取組方向

- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止と早期発見のため、引き続き厳正な監視・指導を行うとともに、多様な主体との連携による監視活動や監視カメラの活用により監視体制の強化を図り、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。

### 施策3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進

#### 現状と課題

不法投棄等により生活環境保全上の支障等があり、原因者による措置が困難な4事案（桑名市五反田事案、桑名市原十郎新田事案、四日市市大矢知・平津事案、四日市市内山事案）については、行政代執行による是正措置を着実に実施し、早期に支障等を除去する必要があります。

#### 施策の取組方向

○不適正処理 4 事案について、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進め安全・安心を確保します。

### 施策 3 - 4 災害廃棄物の処理体制の整備

#### 現状と課題

大規模災害を想定した各市町の災害廃棄物処理計画については、策定が進められている状況にありますが、さらに、災害時に計画に基づき廃棄物の適正かつ円滑な処理が迅速に実施されるよう計画の実効性を高める取組が必要です。

#### 施策の取組方向

- 災害時の適正かつ円滑な廃棄物処理が迅速に行われるよう、災害廃棄物処理に精通した人材育成を図るとともに、BCP（業務継続計画）指針や処理困難廃棄物対応マニュアル等のマニュアル類を作成するなど、災害廃棄物処理計画の実効性を高める取組を促進します。
- 大規模災害を想定し、各市町および業者団体等と連携を強化するとともに、県域を越えた災害廃棄物の処理体制の整備を進めます。



## 重点取組

基本理念の実現に向け、3つの取組方向に基づき施策を展開するにあたり、当県の現状や社会情勢をふまえ、当計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。

### 重点取組1 使用済小型電子機器等の回収

携帯電話やゲーム機等の使用済小型電子機器等については、市町において鉄等の金属の一部が回収された後、希少金属が回収されずに大部分が埋立処分等されている状況にあるため、枯渇性資源の有効活用の観点から、使用済小型電子機器等の再資源化の取組を促進します。

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度
使用済小型電子機器等の回収量	0.32kg/人年 (平成 26 年度実績)	1kg/人年

### 重点取組2 未利用エネルギーの有効活用

再資源化できない廃棄物については、未利用エネルギーの有効活用を進めることが必要です。特に、県内のごみ焼却施設で発電設備の導入が進んでいない状況をふまえ、ごみ焼却施設の新設や更新が必要な市町等においては、未利用エネルギーの有効活用のため発電設備の導入を促進する必要があります。

ごみ焼却施設の新設や更新にあたっては、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、効率の高いごみ発電施設の積極的な導入を促進するとともに、バイオマス系廃棄物の持つ未利用エネルギーの活用等について技術的支援を行います。

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度
一般廃棄物の未利用エネルギー回収量	1.15MJ/t	1.49MJ/t

### 重点取組3 優良認定処理業者の育成

産業廃棄物の適正処理と透明性を確保し、産業廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止するため、通常の許可基準に加えて厳しい認定基準に適合し、処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者の育成に取り組みます。

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度
優良認定処理業者の認定件数	216 件	420 件

#### 重点取組 4 PCB廃棄物の早期処理の推進

PCB廃棄物については、処理施設の受入体制が十分でなく保管事業者は長期の保管を余儀なくされており、紛失や漏えい等の事故に対する懸念があることから早期の処理が必要です。

県内のPCB廃棄物がPCB特措法で定める処理期限までに早期に適正処理されるよう、PCB廃棄物の保管やPCB含有電気機器を使用している事業者に対する指導を進めます。

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度
PCB廃棄物の適正処分率	37%	90%

#### 重点取組 5 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については、件数、量ともに減少傾向にありますが依然として後を絶たない状況です。反復継続した不法投棄により規模が拡大し、生活環境への支障が生じないよう未然防止及び早期発見、早期是正に努め、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度
一定規模（100 t）以上の不法投棄の発生件数	2 件	0 件